

香川県条例第4号

香川県税条例の一部を改正する条例

香川県税条例（昭和29年香川県条例第13号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>（農地保有合理化法人等の農地の取得に対して課する不動産取得税の免除の申請） 第52条の13の2 略</p>	<p>（農地保有合理化事業に係る農地の取得に対して課する不動産取得税の免除の申請） 第52条の13の2 法第73条の27の6 第1項の規定による不動産取得税の免除を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書に、当該土地をその取得した日から5年以内（当該土地が同項に規定する土地改良事業に係るものである場合には、当該取得の日から同項に規定する1年を経過する日まで）に当該農地売買等事業の実施により売り渡し、若しくは交換し、又は農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号）第4条第2項第3号に掲げる事業の実施により現物出資したことを証明するに足る書類を添付して、知事に提出しなければならない。 (1) 法人の所在及び名称 (2) 土地の所在、地番、地目及び地積 (3) 土地の取得年月日 (4) 土地の売渡し若しくは交換又は現物出資年月日</p>
<p>（農地保有合理化法人等の農地の取得に対して課する不動産取得税の徴収猶予の申告等） 第52条の13の3 略</p>	<p>（農地保有合理化事業に係る農地の取得に対して課する不動産取得税の徴収猶予の申告等） 第52条の13の3 法第73条の27の6 第2項に規定する同条第1項の規定の適用があるべき旨の申告は、次に掲げる事項を記載した申告書に、当該土地をその取得した日から5年以内に当該農地売買等事業の実施により売り渡し、若しくは交換し、又は農業経営基盤強化促進法第4条第2項第3号に掲げる事業の実施により現物出資することを証明するに足る書類を添付して、第47条第1項の規定により当該土地の取得の事実を申告する際、併せてこれを知事に提出しなければならない。 (1) 法人の所在及び名称 (2) 土地の所在、地番、地目及び地積</p>

(農地保有合理化法人等の農地の取得に対して課する不動産取得税の還付の申請等)

第52条の13の4 略

(3) 土地の取得年月日

(4) 土地の売渡し若しくは交換又は現物出資予定年月日

2 第51条の規定は、法第73条の27の6第2項の規定による徴収猶予の取消しについて準用する。

(農地保有合理化事業に係る農地の取得に対して課する不動産取得税の還付の申請等)

第52条の13の4 法第73条の27の6第2項の規定により不動産取得税に係る徴収金の還付の申請をする者は、次に掲げる事項を記載した申請書に、当該土地をその取得した日から5年以内（当該土地が同項に規定する土地改良事業に係るものである場合には、当該取得の日から同項に規定する1年を経過する日まで）に当該農地売買等事業の実施により売り渡し、若しくは交換し、又は農業経営基盤強化促進法第4条第2項第3号に掲げる事業の実施により現物出資したことを証明するに足る書類を添付して、知事に提出しなければならない。

(1) 法人の所在及び名称

(2) 土地の所在、地番、地目及び地積

(3) 土地の取得年月日

(4) 土地の売渡し若しくは交換又は現物出資年月日

(5) 還付を受けるべき金額

2 第48条の2第2項の規定は、法第73条の27の6第2項の規定による還付をする場合について準用する。

(産業活力再生に係る認定計画により取得する不動産の取得に対して課する不動産取得税の減額の申請)

第52条の24 法附則第11条の4第5項の規定により不動産取得税の減額を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書に、当該不動産の取得の日から引き続き3年以上当該不動産を同項の表の上欄に掲げる計画（以下この条から第52条の26までにおいて「認定計画」という。）に係る事業の用に供したことを証明するに足る書類その他知事において必要があると認める書類を添付して、これを知事に提出しなければならない。

(1)～(5) 略

(産業活力再生に係る認定計画により取得する不動産の取得に対して

第52条の24 法附則第11条の4第5項の規定により不動産取得税の減額を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書に、当該不動産の取得の日から引き続き3年以上当該不動産を当該認定事業再構築計画、認定共同事業再編計画又は認定経営資源再活用計画（以下この条から第52条の26までにおいて「認定計画」という。）に係る事業の用に供したことを証明するに足る書類その他知事において必要があると認める書類を添付して、これを知事に提出しなければならない。

(1)～(5) 略

(産業活力再生に係る認定計画により取得する不動産の取得に対して課す

課する不動産取得税の徴収猶予の申告等)

第52条の25 略

る不動産取得税の徴収猶予の申告等)

第52条の25 法附則第11条の4第6項に規定する同条第5項の規定の適用があるべき旨の申告は、次に掲げる事項を記載した申告書に、当該不動産の取得の日から引き続き3年以上当該不動産を当該認定計画に係る事業の用に供することを証明するに足る書類その他知事において必要があると認める書類を添付して、第47条第1項の規定により当該不動産の取得の事実を申告する際、併せてこれを知事に提出してしなければならない。

- (1) 納税者の住所及び氏名又は名称
- (2) 土地にあっては、その所在、地番、地目及び地積
- (3) 家屋にあっては、その所在、家屋番号、種類、構造及び床面積
- (4) 認定計画の認定年月日
- (5) 不動産の取得年月日

2 第51条の規定は、法附則第11条の4第6項の規定による徴収猶予の取消しについて準用する。

(産業活力の再生等に係る認定計画により取得する不動産の取得に対して課する不動産取得税の還付の申請等)

第52条の26 略

(産業活力再生に係る認定計画により取得する不動産の取得に対して課する不動産取得税の還付の申請等)

第52条の26 法附則第11条の4第6項の規定により不動産取得税に係る徴収金の還付を申請する者は、次に掲げる事項を記載した申請書に、当該不動産の取得の日から引き続き3年以上当該不動産を当該認定計画に係る事業の用に供したことを証明するに足る書類その他知事において必要があると認める書類を添付して、知事に提出しなければならない。

- (1) 申請者の住所及び氏名又は名称
- (2) 土地にあっては、その所在、地番、地目及び地積
- (3) 家屋にあっては、その所在、家屋番号、種類、構造及び床面積
- (4) 認定計画の認定年月日
- (5) 不動産の取得年月日
- (6) 還付を受けるべき金額

2 第48条の2第2項の規定は、法附則第11条の4第6項の規定による還付をする場合について準用する。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。